

厚生労働省 オンライン診療の適切な実施に関する指針(一部抜粋) 平成30年3月(令和5年3月一部改訂)

V 指針の具体的適用(P12-14)

1. オンライン診療の提供に関する事項

(2) 適用対象

②最低限遵守する事項

ii オンライン診療の実施の可否の判断については、安全にオンライン診療が行えることを確認しておくことが必要であることから、オンライン診療が困難な症状として、一般社団法人日本医学会連合が作成した「オンライン診療の初診に適さない症状」等を踏まえて医師が判断し、**オンライン診療が適さない場合には対面診療を実施する**(対面診療が可能な医療機関を紹介する場合も含む。) こと。

なお、緊急性が高い症状の場合は速やかに対面受診を促すことに留意する。

iii 初診からのオンライン診療は、原則として「かかりつけの医師」が行うこと。

vii 急病急変患者については、原則として直接の対面による診療を行うこと。

ix オンライン診療においては、**初診は「かかりつけの医師」が行うこと、直接の対面診療を組み合わせることが原則である。**

日本医学会連合 オンライン診療の初診に関する提言 2022年11月24日版

オンライン診療の初診に適さない症状

(P4)

原則：問診と画面越しの動画のみで診断を確定することのできる疾患はほとんどない。

初診のオンライン診療はかかりつけの医師(背景の分かっている患者に対して行う場合のみ)初診からのオンライン診療が行うことが原則である。

14. 小児科系の症状(P18)

(1) けいれん、意識が悪い(立てない、歩けない、力が入らない、寝てばかりいる、刺激への反応が弱いなど)

(2) 呼吸が悪い(息が苦しい、呼吸しにくいなど)

(3) 機嫌が悪い(ぐったりしている、起き上がらない、やけにおとなしい、顔色がすぐれない、笑わない、哺乳をすぐやめるなど)

(4) 脱水(半日以上水分を飲んでいない、尿量が明らかに低下し濃くなっているなど)

(5) 低体温症(保温しても改善しない低体温、特に元気がなく息が苦しそうで顔色の悪い低体温など)

(6) 熱中症、高体温症(頭痛、あくび、吐き気、筋肉のつっぱり、筋肉痛、こむら返りを伴うものなど)

(7) 外傷全般(やけど、動物に咬まれた、口の中を傷つけたなどを含む)

(8) 異物誤飲(間違ってボタン電池などを飲んだ)

(9) 耳鼻異物(おもちゃを鼻に入れた)など

(10) 強い痛み(頭痛、胸痛、腹痛、陰のう痛、関節痛など)

(11) 大量の出血、繰り返す出欠(血液を吐いた、血便、血尿、20分以上止血しない鼻出欠、抗血小板薬や抗凝固薬を使用中の場合など)

(12) 予防接種後の体調不良